

(案)

第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和2年度実施状況報告書

＜個別事業の実施状況＞



令和3年(2021年) 月
札幌市

- 個別事業の実施状況 -

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業について、事業ごとに令和2年度(2020年度)の実施状況(全 299 事業)を掲載しています。

【事業 No】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標・基本施策に対応する番号を記載しています。
(例:基本目標2 基本施策3⇒2-3)

【事業・取組名】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業の「事業・取組名」を記載しています。

【事業概要】

各事業の事業概要を記載しています。

【活動指標】

活動指標のある事業については、目標値と令和2年度(2020年度)の実績値、当初値として平成30年度(2018年度)の実績値を記載しています。

【地域資源の活用・組織横断的な連携・主な連携先】

当該プランでは、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるにあたって、多様な地域資源の活用と組織横断的な連携を促進することとしています。事業ごとの活用・連携状況を下記の記号で記載しています。

○:活用・連携している

△:今後活用・連携予定である

×:活用・連携していない

ー:活用すべき事柄に該当しない

【令和2年度(2020年度)実施状況】

各事業における令和2年度の実施状況を記載しています。

【令和3年度(2021年度)実施予定】

各事業における令和3年度の実施予定を記載しています。

【担当】

各事業の担当部局を記載しています。

No	事業・取組名	関連施策	担当部
1	「さっぽろ子どもの権利の日」事業		子) 子ども育成部
2	市民と連携した普及啓発 (子どもの権利啓発サポーター)		子) 子ども育成部
3	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発		子) 子ども育成部
4	地域における子どもの参加の促進	1-2、1-3	子) 子ども育成部
5	他都市との連携・交流		子) 子ども育成部
6	乳幼児の保護者等への普及啓発		子) 子ども育成部
7	学齢期の子どもへの保護者への普及啓発		子) 子ども育成部
8	子ども向け広報等の充実		子) 子ども育成部
9	子ども向け出前講座等の実施		子) 子ども育成部
10	子ども向け男女共同参画啓発事業	4-5	市) 男女共同参画室
11	小・中学生向けパンフレットの活用		子) 子ども育成部
12	民族・人権教育の推進	1-4, 3-1, 4-5	教) 学校教育部
13	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-2	教) 学校教育部
14	障がいのある子どもとないこどもの交流及び共同学習の推進	4-5	教) 学校教育部
15	福祉読本の発行		保) 障がい保健福祉部
16	子ども議会		子) 子ども育成部
17	子どもからの提案・意見募集ハガキ		子) 子ども育成部
18	子どもの交流・参加の促進		子) 子ども育成部
19	子どもからの情報発信(子どもレポーター)		子) 子ども育成部
20	次世代の活動の担い手育成事業		市) 市民自治推進室
21	SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業		環) 環境都市推進部
22	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明		子) 子ども育成部
23	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)		子) 子ども育成部
24	子ども関連施設における子どもの参加の促進		子) 子ども育成部
25	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-1	教) 学校教育部
26	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1, 1-3	子) 子ども育成部
27	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		市) 市民自治推進室
28	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
29	子どもの体験活動の場支援事業	3-3	子) 子ども育成部
30	プレーパーク推進事業	3-3	子) 子ども育成部
31	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)		子) 子どもの権利救済事務局
32	学校における教育相談体制の充実	1-4	教) 学校教育部
33	スクールカウンセラー活用事業		教) 学校教育部
34	教育支援センター・相談指導教室における支援の充実	3-4	教) 学校教育部
35	相談支援パートナー事業	3-4	教) 学校教育部
36	いじめ対策・自殺予防事業		教) 学校教育部
37	子どもの学びの環境づくり補助事業	3-4	子) 子ども育成部
38	札幌まなびのサポート事業		保) 総務部
39	(仮称) 学びの支援総合センター事業		教) 学校教育部
40	公立夜間中学設置検討事業		教) 学校教育部
41	若者の社会的自立促進事業	3-4	子) 子ども育成部
42	若者支援施設の設置・運営	3-4	子) 子ども育成部
43	中学校卒業生等進路支援事業	3-4	子) 子ども育成部
44	子どもの居場所づくり支援事業	3-3, 4-3	子) 子ども育成部
45	児童会館の地域交流の推進	3-3	子) 子ども育成部
46	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1, 1-2	子) 子ども育成部
47	少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	3-3	子) 子ども育成部
48	少年育成指導員による指導・相談	3-3	子) 子ども育成部
49	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	3-3	市) 地域振興部
50	子どものくらし支援コーディネート事業	4-3	子) 子ども育成部
51	スクールソーシャルワーカー活用事業	3-1	教) 学校教育部
52	妊婦支援相談事業	1-4, 2-3	保) 保健所
53	初妊婦訪問事業	1-4, 2-3	保) 保健所
54	産後ケア事業	2-3	保) 保健所
55	乳幼児健康診査	2-3	保) 保健所
56	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	2-2, 2-3, 4-1	保) 保健所

基本目標 1

基本施策 1

基本施策 2

基本施策 3

No	事業・取組名	関連施策	担当部
57	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）		子) 子どもの権利救済事務局
58	子どもアシストセンター「LINE」相談事業		子) 子どもの権利救済事務局
59	【再掲】学校における教育相談体制の充実	1-3	教) 学校教育部
60	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	2-2, 4-1	子) 児童相談所
61	子ども安心ネットワーク強化事業	4-1	子) 児童相談所
62	児童相談体制強化事業	4-1	子) 児童相談所
63	(仮称) 第二児童相談所整備事業	4-1	子) 児童相談所
64	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	4-5	子) 子ども育成部
65	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 3-1, 4-5	教) 学校教育部
66	多文化共生推進事業	2-2, 4-5	総) 国際部
67	児童虐待防止対策支援事業	3-3, 4-1	子) 児童相談所
68	DV対策の推進		市) 男女共同参画室
69	デートDV防止講座など若年層向け予防教育		市) 男女共同参画室
70	母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	2-3	保) 保健所
71	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	2-3	保) 保健所
72	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3, 2-3	保) 保健所
73	【再掲】初妊婦訪問事業	1-3, 2-3	保) 保健所
74	私立保育所整備費等補助事業		子) 子育て支援部
75	認定こども園整備費補助事業		子) 子育て支援部
76	地域型保育改修等補助事業		子) 子育て支援部
77	認可外保育施設の認可化移行支援事業		子) 子育て支援部
78	延長保育事業		子) 子育て支援部
79	休日保育事業		子) 子育て支援部
80	夜間保育事業		子) 子育て支援部
81	幼稚園等における一時預かり事業		子) 子育て支援部
82	市立幼稚園預かり保育事業	3-1	教) 学校教育部
83	病後児デイサービス事業		子) 子育て支援部
84	子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業		子) 子育て支援部
85	保育士等支援事業		子) 子育て支援部
86	保育人材確保緊急対策事業		子) 子育て支援部
87	認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施		子) 子育て支援部
88	教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）		子) 子育て支援部
89	私立保育所等補助事業		子) 子育て支援部
90	家庭的保育者等研修事業		子) 子育て支援部
91	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	3-1	教) 学校教育部
92	市立幼稚園における実践研究の推進	3-1	教) 学校教育部
93	幼保小連携の推進	3-1, 4-2	教) 学校教育部
94	子育て支援総合センター事業		子) 子育て支援部
95	区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業・運営事業	3-3	子) 子育て支援部
96	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	3-3	子) 子育て支援部
97	地域子育て支援事業（情報発信等）		子) 子育て支援部
98	父親による子育て推進事業		子) 子育て支援部
99	さっぽろ親子絵本ふれあい事業		子) 子育て支援部
100	保育ニーズコーディネート事業		子) 子育て支援部
101	家庭教育支援の充実	3-1	教) 生涯学習部
102	幼児期の教育に関する保護者等への支援		教) 学校教育部
103	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-3, 4-1	保) 保健所
104	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4, 4-1	子) 児童相談所
105	児童家庭支援センター運営事業	3-3	子) 児童相談所
106	サポートファイルさっぽろ		保) 障がい保健福祉部
107	【再掲】多文化共生推進事業	1-4, 4-5	総) 国際部
108	消費者行政活性化事業費		市) 市民生活部
109	子育て支援住宅の供給		都) 市街地整備部
110	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業		市) 男女共同参画室
111	育児休業等取得助成事業		子) 子ども育成部
112	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業		市) 男女共同参画室

	No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 施策 2	113	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業		経) 雇用推進部
	114	女性の多様な働き方支援窓口運営事業		経) 雇用推進部
	115	テレワーク・業務管理システム普及促進事業		経) 雇用推進部
基本 施策 3	116	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-2, 4-1	保) 保健所
	117	妊婦一般健康診査		保) 保健所
	118	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3, 1-4	保) 保健所
	119	【再掲】初妊婦訪問事業	1-3, 1-4	保) 保健所
	120	【再掲】産後ケア事業	1-3	保) 保健所
	121	【再掲】母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	1-4	保) 保健所
	122	【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	1-4	保) 保健所
	123	不妊治療支援事業		保) 保健所
	124	不育症治療費助成事業		保) 保健所
	125	産婦人科救急コーディネート事業		保) 保健所
	126	母子関連マスキリーニング事業		保) 衛生研究所
	127	【再掲】乳幼児健康診査	1-3	保) 保健所
	128	5歳児健康診査、発達相談		保) 保健所
	129	赤ちゃんのみみまのきこえ支援事業		保) 保健所
	130	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業		保) 保健所
	131	思春期ヘルスケア事業		保) 保健所
	132	若者の性に関する知識の普及啓発事業		保) 保健所
	133	思春期特定相談事業		保) 障がい保健福祉部
	134	食育推進事業		保) 保健所
135	食に関する指導の推進		教) 生涯学習部	
基本 施策 4	136	子ども医療費助成の拡充		保) 保険医療部
	137	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減		子) 子育て支援部
	138	3歳未満児の第2子以降の保育料無償化		子) 子育て支援部
	139	児童手当の支給		子) 子育て支援部
	140	児童扶養手当の支給	4-4	子) 子育て支援部
	141	札幌市奨学金支給事業		教) 学校教育部
	142	札幌市特別奨学金の支給		子) 子育て支援部
	143	就学援助		教) 学校教育部
	144	実費徴収に係る補足給付事業		子) 子育て支援部
	145	助産施設における助産の実施		子) 子育て支援部
	146	私学助成		子) 子ども育成部 子) 子育て支援部
	147	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成		教) 学校教育部
	148	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成		教) 学校教育部
	149	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大		交) 事業管理部
基本 目標 3	150	【再掲】幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	2-1	教) 学校教育部
	151	【再掲】市立幼稚園における実践研究の推進	2-1	教) 学校教育部
	152	【再掲】幼保小連携の推進	2-1, 4-2	教) 学校教育部
	153	【再掲】市立幼稚園預かり保育事業	2-1	教) 学校教育部
	154	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進		教) 学校教育部
	155	課題探究的な学習に係るモデル研究の推進		教) 学校教育部
	156	札幌らしさを生かした学習活動の推進		教) 学校教育部
	157	「算数にーごープロジェクト」の推進		教) 学校教育部
	158	外国語指導助手(ALT)の活用		教) 学校教育部
	159	子どもの体力・運動能力向上事業		教) 学校教育部
	160	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 1-4, 4-5	教) 学校教育部
	161	進路探究学習オリエンテーリング事業		教) 学校教育部
	162	小中連携・一貫教育推進事業		教) 学校教育部
	163	高校改革支援事業		教) 学校教育部
	164	教育の情報化推進事業		教) 生涯学習部
	165	部活動における外部人材の活用事業		教) 学校教育部
	166	少人数学級の拡大		教) 学校教育部
	167	【再掲】家庭教育支援の充実	2-2	教) 生涯学習部
	168	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	1-3	教) 学校教育部

No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 施策 2	169 放課後クラブの過密化の解消		子) 子ども育成部
	170 児童会館等再整備事業		子) 子ども育成部
	171 民間児童育成会への支援事業		子) 子ども育成部
	172 児童会館・ミニ児童会館事業		子) 子ども育成部
	173 放課後児童クラブの質の確保		子) 子ども育成部
	174 放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業		子) 子ども育成部
	175 児童クラブにおける昼食提供		子) 子ども育成部
基本 目標 3	176 【再掲】 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	2-2	子) 子育て支援部
	177 【再掲】 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業・運営事業	2-2	子) 子育て支援部
	178 【再掲】 児童虐待防止対策支援事業	1-4, 4-1	子) 児童相談所
	179 【再掲】 児童家庭支援センター運営事業	2-2	子) 児童相談所
	180 民生委員・児童委員活動の支援		保) 総務部
	181 【再掲】 少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）	1-3	子) 子ども育成部
	182 【再掲】 少年育成指導員による指導・相談	1-3	子) 子ども育成部
	183 少年健全育成推進事業（心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動）		子) 子ども育成部
	184 【再掲】 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	1-3	市) 地域振興部
	185 安全で安心な公共空間整備促進事業		市) 地域振興部
	186 安全教育の充実		教) 学校教育部
	187 登下校時の安全管理		教) 生涯学習部
	188 安全・安心な道路環境の整備事業		建) 土木部
	189 【再掲】 児童会館の地域交流の推進	1-3	子) 子ども育成部
	190 【再掲】 子どもの居場所づくり支援事業	1-3, 4-3	子) 子ども育成部
	191 公園造成事業		建) みどりの推進部
	192 地域に応じた身近な公園整備事業		建) みどりの推進部
	193 地域と創る公園機能再編・再整備事業		建) みどりの推進部
	194 安全・安心な公園再整備事業		建) みどりの推進部
	195 【再掲】 子どもの体験活動の場支援事業	1-2	子) 子ども育成部
	196 【再掲】 プレーパーク推進事業	1-2	子) 子ども育成部
	197 こども劇場		子) 子ども育成部
	198 少年少女国際交流事業		子) 子ども育成部
	199 【再掲】 少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）	1-3	子) 子ども育成部
	200 子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実		教) 中央図書館
	201 子どもの文化芸術体験事業		市) 文化部
	202 学校DEカルチャー		市) 文化部
	203 博物館活動センター事業の充実		市) 文化部
	204 ウィンタースポーツ普及振興事業		ス) スポーツ部
	205 パラスポーツクラブの運営事業		ス) スポーツ部
	206 運動部活動アスリート派遣事業		ス) スポーツ部
	207 さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業		ス) スポーツ部
208 スポーツ姉妹都市交流事業		ス) スポーツ部	
209 ものづくり人材育成支援事業		経) 国際経済戦略室	
210 みらいIT人材育成事業		経) 産業振興部	
211 青少年科学館展示ゾーン等整備事業		教) 生涯学習部	
212 サッポロサタデースクール事業		教) 生涯学習部	
213 自然体験活動の充実		教) 生涯学習部	
基本 施策 4	214 【再掲】 若者支援施設の設置・運営	1-3	子) 子ども育成部
	215 若者の交流促進		子) 子ども育成部
	216 若者の社会参画促進		子) 子ども育成部
	217 【再掲】 中学校卒業生等進路支援事業	1-3	子) 子ども育成部
	218 【再掲】 若者の社会的自立促進事業	1-3	子) 子ども育成部
	219 社会体験機会創出事業		子) 子ども育成部
	220 困難を抱える若者への自立支援		子) 子ども育成部
	221 若者による課題解決プログラム事業		政) 政策企画部
	222 ひきこもり対策推進事業		保) 障がい保健福祉部
	223 【再掲】 子どもの学びの環境づくり補助事業	1-3	子) 子ども育成部
	224 【再掲】 相談支援パートナー事業	1-3	教) 学校教育部
	225 【再掲】 教育支援センター・相談指導教室における支援の充実	1-3	教) 学校教育部

No	事業・取組名	関連施策	担当部
226	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3, 2-2, 2-3	保) 保健所
227	心理職による相談支援体制の強化		保) 保健所
228	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4, 2-2	子) 児童相談所
229	【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業	1-4	子) 児童相談所
230	【再掲】児童相談体制強化事業	1-4	子) 児童相談所
231	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	1-4, 3-3	子) 児童相談所
232	【再掲】(仮称)第二児童相談所整備事業	1-4	子) 児童相談所
233	認可外保育施設への啓発		子) 子育て支援部
234	DV対策普及啓発		子) 児童相談所 市) 男女共同参画室
235	社会的養護体制整備事業		子) 児童相談所
236	社会的養護自立支援事業		子) 児童相談所
237	里親制度促進事業		子) 児童相談所
238	乳児院等多機能化推進事業		子) 児童相談所
239	子育て短期支援事業		子) 児童相談所
240	養育支援員派遣事業		子) 児童相談所
241	児童福祉施設措置費支給事業		子) 児童相談所
242	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業		子) 児童相談所
243	スタディメイト派遣事業		子) 児童相談所
244	児童養護施設職員研修事業		子) 児童相談所
245	児童自立生活援助事業		子) 児童相談所
246	母子生活支援施設の活用	4-4	子) 子育て支援部
247	療育支援事業		子) 児童相談所
248	幼児教育相談の充実		教) 学校教育部
249	特別支援教育・障がい児保育補助事業		子) 子育て支援部
250	障がい児保育巡回指導事業		子) 子育て支援部
251	乳幼児精神発達相談		保) 保健所
252	多様な主体の参入促進事業		子) 子育て支援部
253	特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援		教) 学校教育部
254	【再掲】幼保小連携の推進	2-1, 3-1	教) 学校教育部
255	進級による指導の充実		教) 学校教育部
256	学びのサポーター活用事業		教) 学校教育部
257	「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実		教) 学校教育部
258	肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充		教) 学校教育部
259	放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ		子) 子ども育成部
260	特別支援学校の教育内容の充実		教) 学校教育部
261	児童発達支援		保) 障がい保健福祉部
262	医療型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部
263	放課後等デイサービス		保) 障がい保健福祉部
264	保育所等訪問支援		保) 障がい保健福祉部
265	居宅訪問型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部
266	障がい児地域支援マネジメント事業		保) 障がい保健福祉部
267	障害児相談支援		保) 障がい保健福祉部
268	子ども発達支援センター(ちくたく)での支援		保) 子ども発達支援センター
269	子どもの心の診療ネットワーク事業		保) 障がい保健福祉部
270	子どもの補聴器購入費等助成事業		保) 障がい保健福祉部
271	重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充		保) 障がい保健福祉部
272	医療的ケア児等の支援体制構築事業		保) 障がい保健福祉部
273	医療的ケア児等への支援体制の拡充		教) 学校教育部
274	公立保育所における医療的ケア児保育事業		子) 子育て支援部
275	児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実		子) 子ども育成部
276	【再掲】子どものくらし支援コーディネート事業	1-3	子) 子ども育成部
277	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	1-3, 3-3	子) 子ども育成部
278	子どもの貧困への理解の促進		子) 子ども育成部

No	事業・取組名	関連施策	担当部
279	ひとり親家庭等自立支援給付事業		子) 子育て支援部
280	ひとり親家庭等日常生活支援事業		子) 子育て支援部
281	ひとり親家庭支援センター等運営事業		子) 子育て支援部
282	母子・婦人相談員による相談対応		子) 子育て支援部
283	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業		子) 子育て支援部
284	ひとり親家庭スマイル応援事業		子) 子育て支援部
285	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開		子) 子育て支援部
286	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		子) 子育て支援部
287	【再掲】母子生活支援施設の活用	4-1	子) 子育て支援部
288	【再掲】児童扶養手当の支給	2-4	子) 子育て支援部
289	ひとり親家庭の保育所の優先入所		子) 子育て支援部
290	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置		子) 子育て支援部
291	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇		都) 市街地整備部
292	ひとり親家庭等医療費助成		保) 保険医療部
293	【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	1-4	子) 子ども育成部
294	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1, 1-4, 3-1	教) 学校教育部
295	【再掲】障がいのある子どもとないこどもの交流及び共同学習の充実	1-1	教) 学校教育部
296	【再掲】多文化共生推進事業	1-4, 2-2	総) 国際部
297	帰国・外国人児童生徒支援事業		教) 学校教育部
298	【再掲】子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1-1	市) 男女共同参画室
299	アイヌ伝統文化振興事業		市) 市民生活部

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上								
■子どもの権利の普及・啓発								
1	1-1	P54	「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	-	-	-	-
2	1-1	P54	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	○	-	地域住民	-
3	1-1	P54	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	-	-	-	-
4	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子ども参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	-	地域住民	-
5	1-1	P54	他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	-	-	-	-
■子どもの権利の理解促進(保護者)								
6	1-1	P55	乳幼児の保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々をはじめとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロンなど様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	-	-	-	-
7	1-1	P55	学齢期の子どもへの保護者への普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの保護者への普及啓発を進めます。	-	○	教育委員会	-
■子どもの権利の理解促進(子ども)								
8	1-1	P55	子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	-	-	-	-

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
-	-	-	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を札幌市役所、アリオ札幌、チ・カ・ホの市内3か所で開催し、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し配布したほか、ラジオAIR-G' FM北海道にて子どもの権利を紹介するなど、権利条例の普及啓発を行った。	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、せんりゅう・ポスターの入選作品を展示する「子どもの権利せんりゅう・ポスター展」を開催。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し、配布することで、権利条例の普及啓発を行っていく。
-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大期・まん延期においては、当該取組の前提となる出前講座等の実施や、市民の地域活動が困難であることから、新型コロナウイルス感染症収束後の取組実施に向けて、効果的な普及啓発方法の検討を行った。	市民に家庭や地域での広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及啓発方法を検討していく。
-	-	-	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」を施設職員に向けて配布したほか、新たに子どもの権利普及ポスターを作成し配布することで、広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行った。	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」を施設職員に向けて配布するなど、子どもの権利に関わる広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行っていく。
-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙を配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげる。
-	-	-	子どもの権利条例を制定している自治体と子ども交流事業を実施し連携を図ったほか、子どもの権利の広報紙を配布し、札幌市における取組を発信した。	子どもの権利条例を制定している、自治体の子ども交流事業を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行うことで、子どもの参加や意見表明を促進していく。
-	-	-	子育ての気づきを交えた乳幼児の保護者向けパンフレットを新たに作成し、各区保健センターや保育・子育て支援センターで配布したほか、母子手帳の子どもの権利ページの内容改訂、子どもの権利絵本の活用など普及啓発活動を行った。	乳幼児の保護者向けパンフレットを各区保健センターや保育・子育て支援センターのほか、認可保育所、幼稚園の3歳児クラスの保護者に配布するなど、子育てガイドの子どもの権利ページの内容改訂するなど、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行っていく。
-	-	-	学校を通じ、小学1年生の保護者全員に向けて子どもの権利のパンフレットを配布し、学齢期の子どもの保護者へ向けた普及啓発を行った。	学校を通じ、子どもの権利のチラシを配布するなど、保護者へ向けた普及啓発を行っていく。
-	-	-	子どもの権利の取組事例や情報について掲載した子ども向け広報紙「子ども通信」を年2回発行。イラストや写真を活用し、子どもにわかりやすく親しみやすい内容とした。	子ども向け広報紙「子ども通信」(年2回発行)等により、権利に関する取組事例や情報を発信し、子ども自身の理解促進を図っていく。

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
9	1-1	P55	子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	-	-	-	出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数(累計)
10	1-1 4-5	P55 P109	子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小学校、中学校 子ども未来局 教育委員会	-
■子どもの権利を生かした学校教育の推進								
11	1-1	P55	小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	-	○	小・中学校 教育委員会	-
12	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局(アイヌ施策課) 地域団体 大学	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
13	1-1 1-2	P56 P58	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局(子どもの権利推進課)	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
14	1-1 4-5	P56 P109	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもが日常的に交流する取組を推進します。	-	-	-	-
15	1-1	P56	福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	-	-	-	-

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	22件	300件	子ども向けの子どもの権利に関する出前講座や出前授業を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数は大幅に減少した。	子どもの権利に関する出前講座や出前授業のほか、コロナ禍においても実施可能な啓発活動を行い、子ども自身の理解促進を図っていく。
—	—	—	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成し、配布する予定。
—	—	—	市内の小中学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進めた。	市内の小中学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進める。
100%	100%	100%	・学校外の人材等を活用した、より実感を伴う人権教育の指導方法等に関する実践研究を行った。 ・人権教育の充実を図ることを目的として、研究推進校を指定し、「校種間の連携による連続性のある教育」、「教師自らの人間尊重の意識の向上」、「子ども自身が、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築」の三つの視点から実践的研究を進めた。	・個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「性」に関する学習を窓口に、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む学級経営、学校づくりについての実践的研究を進める。 ・人権教育の充実を図ることを目的として、研究推進校を指定し、「教師自らの人間尊重の意識の向上」の視点から各学校における人権教育の充実を図る。
100%	100%	100%	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進めた。	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進める。
—	—	—	令和2年度の「地域学習」の実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校訪問を伴う活動は中止とした。また、例年北海道教育委員会と連携して実施している「地域学習推進会議」についても中止としたが、推進方法や手順等に係る資料を各学校へ配布するなど、情報共有を行った。	令和3年度については、感染状況等を踏まえ、学校訪問を伴う実施の有無について判断するとともに、実施が難しい場合は、オンラインシステムを利用した交流や児童生徒が作成した作品や手紙による交流など、学校訪問以外の交流方法について検討を進める。
—	—	—	・市内の小学4年生全員に「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を配布し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼。 ・中学3年生向け「心のバリアフリーガイド中学生用」を新たに作成した。	小学4年生への配布を継続するとともに、令和2年度に作成した中学生用冊子を市内の中学3年生全員へ配布し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼。

基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進								
■ 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進								
16	1-2	P57	子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	○	—	小・中・高等学校	—
17	1-2	P57	子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	—	—	—	—
18	1-2	P57	子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	—	—	—	—
19	1-2	P57	子どもからの情報発信(子どもレポート)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	—	—	—	—
20	1-2	P57	次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	○	—	小学校	当事業へ参加した若者の延べ人数(累計)
21	1-2	P57	SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGsの視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	○	○	①一般社団法人 サステナビリティダイアログ、(政)企画課、(環)環境共生担当課 ②公益社団法人 札幌市子ども会育成連合会、公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	—
22	1-2	P57	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	—	—	—	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
-	-	-	市内の小学4年生～中学3年生の子ども議員10人(小学生7人、中学生3人)、高校生～大学生のサポーター6人(高校生4人、大学生2人)が参加した。3つのテーマ(いじめ、動物愛護、食品ロス)について議論を深めていく際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当初の集合形式から書面会議・自宅学習形式に移行し実施した。議論の公表については、令和3年2月28日(日)に地下歩行空間で開催された「超まちフェス」(市民自治推進課主催)の中で、職員が子ども議員に代わってステージ上で発表した。	市内の小学4年生～中学3年生の子ども議員を募る。子ども議員が、札幌のまちづくりについて話合いや調査及び勉強会を行い、札幌市長や札幌市民に提案や意見の表明を行う。 なお、新型コロナウイルスの感染状況によって、書面会議・オンライン形式も活用していく。
-	-	-	子どもが気軽に市政やまちづくりに意見や提案をできるように、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布。令和2年度は札幌市内の文化財の周知等をテーマに意見を募集し、その結果を札幌市の考え方と併せて子ども向け広報紙「子ども通信」で広報することで、子どもの参加や理解促進を行った。	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、その結果を札幌市の考え方と子どもの権利の広報紙で広報し、子どもの参加や理解促進を図っていく。
-	-	-	権利条例を制定している奈井江町、北広島市、長野県松本市、札幌市の子どもたちによる「4まち子ども交流」を、オンライン会議ツールZoomを使用し、冬休みに実施。市内の高校生の司会進行のもと、コロナ禍の過ごし方など意見交換を行い、他都市の子どもたちとの交流を図った。実施の内容は子どもの権利広報紙に掲載し、学校等に配布した。	権利条例を制定している他の自治体との連携を強化し、子どもの権利条例を制定している、奈井江町、北広島市、長野県松本市、札幌市の子どもたちによる「4まち子ども交流」を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行い、子どもの参加や意見表明を促進していく。
-	-	-	奈井江町・北広島市・長野県松本市との子ども交流事業にファシリテーターとして参加した高校生が、当日の話し合いをまとめたグラフィックレコードを作成。当日のまとめに活用したほか、子どもの権利広報紙にも掲載し、広く取組状況の発信に活用した。	奈井江町・北広島市・長野県松本市との子ども交流事業に参加する札幌の子どもたちが、子ども向けの広報紙「子ども通信」の作成に向けて、事業当日の取材から記事の編集等を自ら行い活動を発信することで、子どもの権利の理解促進を図るとともに「子どもの参加」を促す取組を実施する。
2,798人	4,055人	5,000人	子どもまちセンター一日所長については中止。(「ミニさっぽろ」中止)。札幌市内小学校で「まちづくりゲーム(MaG)」を活用し、地域活動について楽しく学びながら理解を深めるための機会を設けた。他にも、札幌市内の児童会館に「まちづくりゲーム(MaG)」を貸し出し、子どもの普段遊びの中で実施した。	札幌市内小学校の授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を活用し、地域活動について楽しく学びながら理解を深めるための機会を設ける予定である。
-	-	-	①気候変動対策・SDGsの推進に向け、自らの行動できる実践者や担い手を育成するため、「みんなの気候変動・SDGsゼミ・ワークショップ」をオンラインで開催した。 ・開催回数:13回 ・参加人数:148名 ②札幌市内の子ども会及び児童会館に通う小学生を対象に、各児童会館ごとに3人程度のグループを作り、各グループ1台のパソコンを使い、オンラインを活用した学習や発表、他グループとの交流を行う「環境教育・SDGsワークショップ」を開催した。 ・開催回数:2回 ・参加人数:30名	①令和3年9月以降に実施予定 ②令和3年10月頃に実施予定
-	-	-	札幌市子どもの権利委員会に子ども委員3名が参加しているほか、各区局で実施している子どもの参加等の取組状況について調査し、その結果を庁内において情報共有することで、子どもの参加や意見を反映する取組の推進につなげた。	子どもの権利委員会への子ども委員の参加のほか、子どもが大きくかわる施策や事業を実施する際や、計画策定時にはキッズコメントやアンケート、ワークショップを実施するなど、市政やまちづくりへ子どもの参加や意見を反映する取組を促進する。

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進								
23	1-2	P58	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	○	—	児童会館 地域住民	—
24	1-2	P58	子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	—	—	小学校や児童会館などの子ども関連施設	—
25	1-1 1-2	P56 P58	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局(子どもの権利推進課)	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
■地域における子どもの参加の促進								
26	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	—	—	—	—
27	1-2	P59	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	○	○	まちづくり活動等を行う地域 団体 小学校 各区 各まちづくりセンター	—
28	1-2	P59	少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	○	—	青少年活動を支援する地域 団体	少年団体加入者数
29	1-2 3-3	P59 P90	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市子ども 会育成連合会	「Coミドリ」年間 来館者数

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	—	—	児童会館全館で子ども運営委員会を設置し、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させた。	引き続き児童会館全館で子ども運営委員会を設置し、館のルール作りや児童会館行事等、子どもたちの声を児童会館の運営に反映させる。
—	—	—	札幌市における子どもの主体的な参加や活動、取組事例を紹介した子どもの権利広報紙を子ども関連施設に配布し、子どもの参加を促進した。	子ども関連施設における子どもの主体的な参加や活動、地域の大人との交流などの取組事例を、大人向け広報紙「権利ニュース」で広め、子どもの参加を促進する。
100%	100%	100%	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進めた。	子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、人権教育推進事業を実施し、子どもの権利に関わる学習の研究を学校や子ども未来局等と連携して進める。
—	—	—	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙を配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげる。
—	—	—	・各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行った。 令和2年度未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業総事業件数：7月集計予定(参考：令和元年度 1,238件) ・小学3年生を対象とした副教材「子どもまちづくり手引書」を作成し、子どもたちが自らできるまちづくり活動やその取組方法などを紹介した。希望する小学校に配布したほか、データを市公式ホームページで公開したことにより、授業で活用してもらい、子どもたちがまちづくりについて考えるきっかけとした。	・各区の課題やニーズに基づき、市民の参加により行われるまちづくり活動に対し、各区の裁量によって支援を行う。 ・小学3年生を対象とした副教材「子どもまちづくり手引書」を作成し、子どもたちが自らできるまちづくり活動やその取組方法などを紹介する。この手引書を授業で活用してもらうことにより、子どもたちがまちづくりについて考えるきっかけとする。
28,542名	26,148名	29,000名	・市内で活動する少年6団体の新規加入者募集に関する広報として、市内小学校、児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の告知記事を掲載。市内の児童に対し、広く団体のPRを行った。 ・子どもの活動等の中心としてふさわしい資質をもったジュニアリーダーを育成する研修を実施。基本研修は56回行い、受講者は延べ1,005名であった。新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数は減少したが、オンラインでの自宅学習を通して、子ども達の自主性や協調性を高めることができた。	新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ、子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図る。 様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する。
17,870人	1,030人	20,000人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、4月1日から6月19日まで休館にした。適切な感染防止対策を講じてプレーパーク(年間118日実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施(子どもの体験活動の場及び多世代交流、地域連携事業：年間44回実施)。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当初の計画案から実施回数に変更がある。 プレーパーク(金土日及び市立小学校長期休みの期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施予定。

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
30	1-2 3-3	P59 P90	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益財団法人札幌市公園緑化協会	プレーパークの年間参加者数
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり								
■子どもの安心と学びのための環境づくり								
31	1-3	P60	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	○	○	教育委員会 小・中・高等学校 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 等	—
32	1-3 1-4	P60 P64	学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	—	—	—	—
33	1-3	P60	スクールカウンセラー活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるように、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	—	—	—	悩み等があるとき、誰かに相談できる児童生徒の割合
34	1-3 3-4	P60 P93	教育支援センター・相談指導教室における支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	—	○	子ども未来局子どもの権利推進課	相談指導教室や教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率
35	1-3 3-4	P60 P93	相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	○	—	地域住民	状況改善率(相談支援パートナー等が対応・支援を行ったうち、登校状況に改善が見られた児童生徒の割合)

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
4,750人	2,410人	6,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座を2回、出張プレーパークを1回、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を7回実施。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣(145名)/開催周知用チラシ・ポスターの印刷(4,210枚)/開催に必要な道具の貸出(56回)) ・プレーリーダー研修会及びプレーパークのリスクマネジメント講習会を各1回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を実施(年間計10回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。
-	-	-	<p>【広報物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談カード:全小学生、全中学生・全高校生 ・子ども向けチラシ:小学1年生、小学4年生、中学1年生 ・子ども向け施設貼付用ステッカー:小学校、中学校、高校、児童会館等 <p>【出前講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あしすと出前講座:青少年関係団体等(3回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施なし) 	<p>周知用カード(小中学生・高校生全員)、チラシ(小学1、4年生、中学1年生)の配布のほか、新たに大人を対象とした施設貼付用のステッカーの配布を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルスの蔓延状況を踏まえて、出前講座や子ども出前講座の実施可否を検討する。</p>
-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室では、電話と来所による相談を実施。保護者の同意の下、在籍校に相談内容を伝え、関係機関との連携等を含めた支援の手だてについて助言した。 ・校長、教員対象の研修講座を実施。子ども同士の関わり合いを育むピア・サポートの研修も継続して実施した。 ・校内研修時には、不登校の未然防止や初期対応の取組を紹介するなど、指導・助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言する。 ・教員研修について、学校における教育相談体制の在り方等に関する内容を取り入れる。また、子ども同士の関わる力を高めるピア・サポートの研修を継続して実施する。 ・校内研修会では、不登校支援や未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行う。
-	92.4%	96%	<p>各学校において、児童生徒の心のケアについてスクールカウンセラーの活用を進めるなど、生徒指導上の課題等の未然防止に向けた取組の充実を図った。</p> <p>また、小中一貫した教育の充実に向け、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のスクールカウンセラーを配置した。</p>	<p>各学校において、教育プログラムや校内研修等におけるスクールカウンセラーの活用を進めるなど、生徒指導上の課題等の未然防止に向けた取組を一層充実させる。</p> <p>また、小中一貫した教育の充実に向け、今後も、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のスクールカウンセラーを配置する。</p>
59%	67%	60%	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校状況の改善や社会的自立に向けた支援の在り方についての不登校対策相談指導員研修を3回実施した。 ・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の不安を和らげるため、交流会を年2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策相談指導員の交流研修や、施設名称の統一に伴い多くの子どもが通いやすい支援となるような活動を試行する。 ・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の交流会を年2回実施する。
89%	81%	90%	<p>不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、モデル校(小学校20校)における相談支援パートナーの活用について効果検証を行った。</p>	<p>小学校10校に相談支援リーダーを、全中学校及び中等教育学校に相談支援パートナーを配置し、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援を継続するとともに、モデル校を小学校40校に拡充し、早期段階における相談支援パートナーの活用について効果検証を図る。</p>

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
36	1-3	P60	いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	○	○	札幌法務局人権擁護部 北海道警察生活安全部少年課 札幌市青少年育成委員会 さっぽろ青少年女性活動協会 北海道フリースクール等ネットワーク	悩み等があるとき、誰かに相談できる児童生徒の割合
37	1-3	P60	子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	△	フリースクールを運営するNPO法人等	フリースクールなど民間施設事業費補助団体数
38	1-3	P60	札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	○	○	学習支援員(主に地域の大学生) 教育委員会	事業参加者の高校等進学率
39	1-3	P61	(仮称)学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	—	○	総務局国際部 札幌国際プラザ	相談者が「相談できてよかった」と感じている割合
40	1-3	P61	公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	○	○	自主夜間中学 公益財団法人など 子ども未来局子ども育成部 札幌市若者支援総合センター	—
41	1-3 3-4	P61 P92	若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	—	学習支援に取り組むNPO団体	—
42	1-3 3-4	P61 P92	若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	—	—	—	—
43	1-3 3-4	P61 P92	中学校卒業業者等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	—	市内中学校及び高等学校	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	92.4%	96%	全児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」、相談窓口の周知、電話相談を実施した。生徒指導に関する教員研修については、感染症の影響により、動画配信により実施した。また、専門業者によるインターネット上の巡回調査を実施した。 なお、自殺予防教育の充実に係る実践研究については、感染症の影響により、今年度は実施を見送ったが、代替の取組として、研究成果や悩みやいじめに関するアンケート調査の結果等を活用し、子どもの命を守るための教育相談のポイントについてまとめた資料を全校に提供した。	全児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」、相談窓口の周知や電話相談の実施、教員研修、専門業者によるインターネット上の巡回調査を実施する。 今年度は、自殺予防教育の充実に係る実践研究を実施し、「心の健康」「援助希求的態度の育成」「ストレス対処のスキルの育成」の観点等から未然防止につながるよう研究を進める予定であったが、コロナ禍により次年度に延期することとした。
9団体	9団体	10団体	令和2年度は9団体への補助を行い、通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋げた。 新型コロナウイルス感染症対策として、衛生用品・備品等の購入に関する補助金を新たに設け、計11団体に対し補助を行った。	前年度と同程度の予算規模で実施予定。 新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金についても、引き続き実施予定。
100%	100%	100%	新型コロナウイルスの感染拡大により、個別学習支援の開始時期を当初の予定から1ヶ月後ろ倒し、7月開始とした。市内40会場(約15名/会場)で実施し、448名が個別学習支援に新規参加した。	個別学習支援を6月開始予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個別学習支援の開始時期を7月12日まで延期した。 例年に引き続き、市内40会場(約15名/会場)で600名程度の受け入れを見込んでいる。
—	97%	100%	相談者が「相談できてよかった」と感じている割合は、2020年度では約97%であった。引き続き相談の質を向上させ、信頼度を高めていく。	障がいや不登校の特別な支援を必要とする子ども及び外国人児童生徒の適応への相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図る。
—	—	—	学識経験者等から構成される在り方検討委員会の開催やパブリックコメントを経て、令和3年3月に札幌市が設置する公立夜間中学の基本的な考え方をまとめた「札幌市公立夜間中学設置基本計画」を策定した。また、公募の結果、校名案を「札幌市立“星友館”中学校」とした。	令和4年4月の開校に向けて、教育課程の詳細な検討や市民説明会の実施、生徒募集など、具体的な準備を進めていく。
—	—	—	進路や進学悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ283件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には49名が参加し、うち13名が高卒認定資格を取得したほか、3名が高校進学に至った。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。
—	—	—	市内5カ所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 【若者登録者数】10,103人 【延べ利用者数】163,467人	市内5カ所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。
—	—	—	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、35名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
■子どもが安心して暮らせる地域づくり								
44	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	—	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ、又は機能や機会を増やした団体
45	1-3 3-3	P61 P89	児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	—	児童会館	—
46	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	—	—	—	—
47	1-3 3-3	P62 P88	少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	—
48	1-3 3-3	P62 P88	少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教護協会	—
49	1-3 3-3	P62 P89	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	子ども110番の家の取組を活用した防犯訓練の実施回数(累計)
■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)								
50	1-3 4-3	P62 P106	子どものくらし支援コーディネーター事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	コーディネーターの巡回対象地区

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	31団体	40団体	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂が食事の提供に代えて弁当を配布・配達する費用を補助する事業を実施(R2.5～7月、20団体に1,241千円) ・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(11団体に828千円)。 ・子どもコーディネーターが子ども食堂等を巡回し(R2年度までに32団体)、子どもの居場所における見守りに関する助言等を行った ・市ホームページに札幌市内の子ども食堂等一覧を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子どもコーディネーターの子ども食堂等への巡回を更に拡大し、運営団体との連携を強化する。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。
—	—	—	東雁来児童会館にコーディネーターを配置している。	引き続き、東雁来児童会館にコーディネーターを配置。また、今後新たに開設される中央児童会館にもコーディネーターを配置予定。
—	—	—	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙を配布したほか、出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげる。
—	—	—	令和2年4月1日現在1,590人の青少年育成委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。
—	—	—	令和2年度実績 指導件数:6,932件、声かけ件数:32,531件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)
4件	9件	10件	平成27年度に制度化した本事業について、実施団体からの申請により登録者の見舞金補償保険への加入、表示ステッカー及び対応の手引き、登録者マップの作成配布を行うとともに、子どもの駆け込み訓練を実施した。	実施団体からの申請により登録者の見舞金補償保険への加入、表示ステッカー及び対応の手引き、登録者マップの作成配布を行うとともに、子どもの駆け込み訓練についても実施を予定している。
6区30地区	10区61地区	10区87地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐなど、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 ・令和2年4月から、コーディネーター5名体制により、巡回対象地区を10区50地区から10区61地区拡大して実施。 ・相談受理件数:288件 ※新型コロナウイルスの影響により、4～5月は巡回活動を縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月からコーディネーターを2名増員し、7人体制で、巡回対象地区を市内全区全地区に拡大して事業を実施。 ・児童会館や民間学童、子ども食堂などの地域の民間支援団体に積極的に出向き、巡回先をさらに拡大していく。

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
51	1-3 3-1	P62 P84	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	-	-	-	スクールソーシャルワーカー(有資格者)の相談件数
52	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面直し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
53	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	初妊婦訪問事業	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等	初妊婦訪問事業実施率
54	1-3 2-3	P62 P76	産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等	初妊婦訪問事業実施率
55	1-3 2-3	P63 P77	乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等	-
56	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等	-

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
239人	207人	1,000人	有資格者スクールソーシャルワーカーと巡回スクールソーシャルワーカーが、困りを抱えた家庭等に適切に対応した。また、教育委員会及び市内3つのエリアすべてにスーパーバイザーを配置できるよう、スーパーバイザーを4名とし、スクールソーシャルワーカーに対する助言や研修を実施し、支援の充実を図った。	令和2年度と同様の体制により、困りを抱えた家庭等による支援を行う。各エリアに配置したスーパーバイザーによる助言や研修を引き続き実施することで、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図る。さらに巡回スクールソーシャルワーカーが学校からの相談を受け、コンサルテーションを行うことで、早期の解決を目指す。
25件	145件	440件	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援を行った。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。
42.2%	62.7%	65%	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などを提供した。	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供する。
42.2%	62.7%	65%	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行った。	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行う。
-	-	-	①4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和2年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):349回 ④3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):326回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和3年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):366回 ④3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):349回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。
-	-	-	各区に1名母子保健相談員を配置し、妊娠の届出等の機会に得た情報等を基に、妊婦と関係を構築して不安軽減のための支援を行うことにより、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の充実を図った。	心理相談員を増員(2名4区から4名8区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図る。

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済								
■子どもの権利侵害に関する相談・救済								
57	1-4	P63	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。また、子どもたちが気軽に相談しやすくなるように、相談事例の紹介や相談員が出向いて行う出前講座等を通して、身近に感じてもらえる相談窓口を目指します。	○	○	各学校 児童相談所 札幌法務局 等	—
58	1-4	P64	子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	—	—	—	LINEでの相談件数
59	1-3 1-4	P60 P64	【再掲】学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	—	—	—	—
■児童虐待への対応								
60	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	子ども家庭総合支援拠点の整備
61	1-4 4-1	P64 P97	子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	—	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター設置数
62	1-4 4-1	P64 P97	児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。	—	—	—	第3次札幌市児童相談体制強化プランの策定

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	—	—	<p>【相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実相談件数: 882件、延べ相談件数: 3,230件、調整活動件数: 19件、救済の申立て件数0件 <p>【新たな相談手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月より、子どもを対象としたLINEでの相談を通年で実施(令和3年3月26日より一時休止中)。 <p>【出前講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あしすと出前講座: 青少年関係団体等(3回実施) ・あしすと子ども出前講座: 児童会館を利用する子ども(新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施なし) <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民20機関が参加する「子どものための相談窓口連絡会議」を書面開催(7月、3月) ・教育関連機関等に対し、活動状況の報告や説明を実施(3回) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月より、子どもを対象としたLINEでの相談を通年で実施(令和3年3月26日より一時休止中)。 	<p>子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。</p> <p>LINEで相談は、一定程度の情報セキュリティの確保が確認できたことから令和3年7月8日より再開。</p>
38件	813件	1,000件	<p>令和2年4月2日よりLINE相談の通年実施を行った。しかしながら、LINEの個人情報管理に係る問題の発生を受け、令和3年3月26日よりLINE相談は一時休止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だち登録件数: 458人 ※ブロックは除く ・LINE相談件数: 813件 	<p>LINE相談は、一定程度の情報セキュリティの確保が確認できたことから令和3年7月8日より再開。</p>
—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室では、電話と来所による相談を実施。保護者の同意の下、在籍校に相談内容を伝え、関係機関との連携等を含めた支援の手立てについて助言した。 ・校長、教員対象の研修講座を実施。子ども同士の関わり合いを育むピア・サポートの研修も継続して実施した。 ・校内研修時には、不登校の未然防止や初期対応の取組を紹介するなど、指導・助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手立てや関係機関との連携等について学校に助言する。 ・教員研修について、学校における教育相談体制の在り方等に関する内容を取り入れる。また、子ども同士の関わる力を高めるピア・サポートの研修を継続して実施する。 ・校内研修会では、不登校支援や未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行う。
未設置	未設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討
4か所	4か所	6か所	<p>電話相談員10名により、夜間休日の電話相談を実施。</p>	<p>電話相談員を11名に増員し、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。</p>
—	策定	策定	<p>児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、第3次札幌市児童相談体制強化プランを策定し、計画的な体制強化に取り組んだ。</p>	<p>「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、特定任期付職員として法務専門官(常勤弁護士)の採用や、児童家庭支援センター設置支援を予定。</p>

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
63	1-4 4-1	P64 P97	(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	-	-	-	(仮称)第二児童相談所設置
■権利侵害を起こさない環境づくり								
64	1-4 4-5	P64 P109	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	-	○	市民文化局男女共同参画課 教育委員会 保健福祉局地域保健・母子保健担当課	-
65	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	「人間尊重の教育」を教育課程に位置付け、継続的な指導の充実を図っている学校の割合
66	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	△	○	地域の各NPO団体 ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部等	札幌市と協働して共生社会の実現に向けた取組を行う市民団体や外国人コミュニティの数
67	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	-	要保護児童対策地域協議会構成機関(保育所、幼稚園、小中学校、民生委員・児童委員、医療機関、警察、児童会館、障がい児支援機関等)	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)
68	1-4	P65	DV対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	○	○	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター相談件数
69	1-4	P65	デートDV防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデートDV防止講座を行います。	○	○	中学校 高等学校 大学 専門学校 女性支援や人権啓発を行うNPO法人等	-

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	—	実施設計	(仮称)第二児童相談所を市域東部に設置するため、地域説明会を開催のうえ、第3次札幌市児童相談体制強化プラン中に設置方針を掲載するなど、整備事業を進めた。	(仮称)第二児童相談所設置に向けて基本設計を行うとともに、仮設一時保護所を設置のうえ、一時保護定員を拡充する予定。 スケジュール(想定) ・(仮称)第二児童相談所:2024年度工事着工 ・仮設一時保護所:2021年度秋開設
—	—	—	対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。	対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。
100%	100%	100%	・学校外の人材等を活用した、より実感を伴う人権教育の指導方法等に関する実践研究を行った。 ・人権教育の充実を図ることを目的として、研究推進校を指定し、「校種間の連携による連続性のある教育」、「教師自らの人間尊重の意識の向上」、「子ども自身が、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築」の三つの視点から実践的研究を進めた。	・個別の人権課題「民族教育」「子どもの権利」「性」に関する学習を窓口に、子どもが互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む学級経営、学校づくりについての実践的研究を進める。 ・人権教育の充実を図ることを目的として、研究推進校を指定し、「教師自らの人間尊重の意識の向上」の視点から各学校における人権教育の充実を図る。
8団体	14団体	20団体	・外国人がまちづくりに参加することによって地域交流の契機となり、日本人の異文化理解を促進する仕組みづくりを行った。 ・外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさぼろ外国人相談窓口等を通じて解消に努めた。特に令和2年度は、外国人向けに新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止。 ・総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数:19件)	・外国人がまちづくりに参加することによって地域交流の契機となり、日本人の異文化理解を促進する。 ・外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさぼろ外国人相談窓口等を通じて解消する。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施する(コロナの状況を見て判断)。 ・総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数:未定)
16,346人	17,080人	19,200人	・出前講座等研修会実施(15回開催) ・事務局だよりの発行	・市民向け講演会の実施 ・出前講座等研修会実施 ・事務局だよりの発行
1,326件	1,464件	1,500件	・配偶者暴力相談支援センターでの相談を実施した。 ・コミュニティ広報紙、地下歩行空間などの大型ディスプレイ、地下鉄・バス車輻内ポスター掲示などを活用した広報を実施した。	・配偶者暴力相談支援センターでの相談を実施する。 ・コミュニティ広報紙、地下歩行空間などの大型ディスプレイ、地下鉄・バス車輻内ポスター掲示などを活用した広報実施予定。
—	—	—	中学、高校、大学、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施 25校 28回実施	中学、高校、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施 30校 32回実施予定

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
■子育てに不安を抱える保護者等への支援								
70	1-4 2-3	P65 P76	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
71	1-4 2-3	P65 P76	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保険センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
72	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
73	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】初妊婦訪問事業	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等	初妊婦訪問事業実施率

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
25件	145件	440件	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。
25件	145件	440件	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援する。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。
25件	145件	440件	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援を行った。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。
42.2%	62.7%	65%	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などを提供した。	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供する。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応								
■保育施設等の整備による定員の拡大								
74	2-1	P67	私立保育所整備費等補助事業	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	-	-	-	認可保育施設等の利用定員数
75	2-1	P67	認定こども園整備費補助事業	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。	-	-	-	認可保育施設等の利用定員数
76	2-1	P67	地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	-	-	-	認可保育施設等の利用定員数
77	2-1	P67	認可外保育施設の認可化移行支援事業	認可外保育施設から認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	-	-	-	認可保育施設等の利用定員数
■多様な保育サービスの提供								
78	2-1	P67	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	○	-	保育所・認定こども園・地域型保育事業所・子育て支援施設	延長保育利用可能率
79	2-1	P68	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	○	-	保育所・地域型保育事業所・子育て支援施設	休日保育を行う施設数
80	2-1	P68	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	○	-	保育所	実施施設数

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
31,147人	34,218人	37,809人	令和2年度定員増890人 【内訳】 ・保育所新築(5件 340人増) ・保育所増改築(2件 60人増) ・賃貸等による保育所の創設(11件 490人増)	令和3年度定員増1,059人 【内訳】 ・保育所新築(2件 180人増) ・分園(1件、29人増) ・保育所増改築(2件 60人増) ・賃貸等による保育所の創設(13件 790人増)
31,147人	34,218人	37,809人	令和2年度定員増631人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園の新築(3件 180人増)※ うち1件は2か年事業であり、定員増は計上しない ・幼保連携型認定こども園への移行(10件 416人増) ※うち4件は2か年事業であり、定員増は計上しない ・幼稚園型認定こども園への移行(1件 20人増) ・保育所型認定こども園への移行(1件 15人増)	令和3年度定員増768人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園の新築(3件 270人増) ・幼保連携型認定こども園への移行(10件 498人増)
31,147人	34,218人	37,809人	令和2年度定員増180人 【内訳】 ・小規模保育事業改修(9件 171人増) ・事業所内保育事業(1件、9人増)	令和3年度定員増19人 【内訳】 ・小規模保育事業新築(1件 19人増)
31,147人	34,218人	37,809人	令和2年度定員増51人 【内訳】 ・認可外からの移行(2件、51人増)	令和3年度定員増90人 【内訳】 ・認可外からの移行(3件、90人増)
100%	96%	100%	令和2年度は480施設(公立保育所・認定こども園19、 私立認可保育所・認定こども園330、公設民営保育所 3、私立地域型保育事業所127、公設民営地域型保 育事業所1)で実施。	令和3年度は510施設(公立保育所・認定こども園19、 私立認可保育所・認定こども園352、公設民営保育所 3、私立地域型保育事業所135、公設民営地域型保 育事業所1)で実施予定。
7施設	10施設	10施設	令和2年度はこれまでの市内9施設に加え、新たに私 立保育園1施設で実施。 【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にこにこ保育園、青葉興正保育園、北一条すず らん保育園、にこまるえん白石 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東 白石、にこまるえん南郷	令和3年度はこれまでの市内10施設に加え、新たに 私立保育園1施設で実施予定。 【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にこにこ保育園、青葉興正保育園、北一条すず らん保育園、にこまるえん白石、札幌北はぐはぐ保育 園 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東 白石、にこまるえん南郷
3施設	3施設	3施設	【札幌市大通保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～24:00 【札幌市しせいかん保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～22:00 【札幌市二十四軒南保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～24:00	【札幌市大通保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～24:00 【札幌市しせいかん保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～22:00 【札幌市二十四軒南保育園】 ・標準時間 10:00～21:00 ・時間外保育①8:00～10:00②21:00～24:00

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
81	2-1	P68	幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	○	—	幼稚園 認定こども園 子育て支援施設	一時預かり実施施設数(幼稚園型)
82	2-1 3-1	P68 P82	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	—	—	—	1日利用者数(1園当たり)
83	2-1	P68	病後児デイサービス事業	病気回復期にあつて集団保育が困難な小学6年生までの児童を、一時的に保育する病院等に付設した施設数を増やすことで、子どもを産み育てやすい環境促進を図ります。	○	—	保健センター	病後児デイサービス事業実施施設数
84	2-1	P68	子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)事業	子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織をつくり、保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」、親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施し、地域において子育て家庭を支援します。また、各区の子育てインフォメーションでは、病後児デイサービスとあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施し、利便性の向上を図ります。	○	—	地域住民	ファミリー・サポート・センター事業の利用登録会員数
■保育人材の確保及び教育・保育の質の向上								
85	2-1	P68	保育士等支援事業	潜在保育士等の復職や求職と求人とのマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	—	—	—	保育士人材確保支援により就労に至った保育士の数(累計)
86	2-1	P68	保育人材確保緊急対策事業	就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点で効果的かつ継続的に保育人材の確保支援を行います。	—	—	—	保育士人材確保支援により就労に至った保育士の数(累計)
87	2-1	P69	認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。また、届出制の対象外施設ではあるが、任意で運営状況報告書を提出している店舗内託児施設に対しても児童福祉の観点から巡回指導を実施します。	—	—	—	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
125施設	160施設	158施設	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を継続して実施する。	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を継続して実施する。
6.1人	9.4人	25人	<ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園便りやホームページで、よりよい子育ての在り方を発信。 ・預かり保育の質の向上に向けた事例について情報交流をし、その内容を全園で共有して実践。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。
6施設	6施設	8施設	令和2年度中の新規開設とはならなかったが、1施設について、令和4年度新規開設へ向けての具体的な検討を進めた。	検討中の1施設に加え、他にも1施設開設できるように、各医療機関にアプローチを行う。
10,907人	15,132人	15,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施した。 ・「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の症状の預かりを休止した。 ・各区の子育てインフォメーションにおいて、病後児デイサービスとあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施予定。 ・各区の子育てインフォメーションにおいて、病後児デイサービスとあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施予定。
500人	824人	1,200人	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士の復職や求職と求人とのマッチング等を行う「札幌市保育士・保育所支援センターさぼ笑み」を運営(通年)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、保育人材の確保のための合同面接会・施設説明会をオンラインで2回実施。 ・保育人材確保の取組効果の検証及び新たな取組みの立案等のため、保育士等実態調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士のほか、栄養士、看護師、調理員、保育支援者等を新たに取扱い職種に加え、求職と求人とのマッチング等を行う「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」(令和3年度から名称変更)の運営(通年)を実施。 ・保育人材の確保のための合同面接会・施設説明会をオンラインで実施。 ・保育人材確保の取組効果の検証及び新たな取組みの立案等のため、保育士等実態調査を実施。
500人	824人	1,200人	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数(3・6・9年)に応じた一時金を保育士等に支給。 ・認可保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助。 ・中高生や保護者等を対象として、保育士職のイメージアップのためのPR等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数(3・6・9年)に応じた一時金を保育士等に支給。 ・認可保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助。 ・中高生や保護者等を対象として、保育士職のイメージアップのためのPR等を実施。
—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市へ設置届を提出している施設(事業所)[5月末現在341か所]に対し運営状況報告書の提出を求め、立入調査の実施を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、立入調査を中止した期間があり、電話での状況確認を実施した。 ・立入調査実施は、143施設。 ・電話での状況確認実施は、139施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症流行の影響で立入調査は休止中にあるが、今年度も環境が整い次第、昨年度未実施施設を優先して、立入調査を実施する予定。 ・札幌市へ設置届を提出している施設(事業所)に対し、運営状況報告書の提出を求め、立入調査を実施していく。[5月17日現在339施設(事業所)]

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
88	2-1	P69	教育・保育の質の向上(研修実施、処遇改善への要望)	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所等の職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	○	—	保育所等	研修実施回数(累計)
89	2-1	P69	私立保育所等補助事業	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対する様々な補助を行います。	—	—	—	保育士(正職)の2人目の加配を行った施設数
90	2-1	P69	家庭的保育者等研修事業	小規模保育事業所や家庭的保育事業所への従事を希望する者に対し、家庭的保育に必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。	○	—	保育所等	研修修了者数(累計)
91	2-1 3-1	P69 P82	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座を実施します。	○	○	子ども未来局(子育て支援部) 保健福祉局(子ども発達支援総合センター) 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	—
92	2-1 3-1	P69 P82	市立幼稚園における実践研究の推進	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	△	△	子ども未来局(子育て支援部) 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	—
93	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局(子育て支援部) 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	区幼保小連携推進協議会 園・校参加率

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
61回	29回	実施	保育所等の職員を対象に委託による研修を4回、団体補助による研修20回、直営による研修を5回実施した。(いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響により当初の実施予定回数が減少。)なお、教育委員会と連携し、それぞれが所管している研修会へ互いに参加対象としている。また、施設の職員配置など保育環境の充実に向け、加配保育士等雇用費、調理員パートの雇用費等の補助を各対象施設に行った。	保育所等の職員を対象に委託による研修を6回、団体補助による研修35回、直営による研修を8回実施予定。(新型コロナウイルスの影響等により、回数は変動あり)
139施設	169施設	150施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助金(加配保育士等雇用促進、調理員パート雇用費) 2,730,603千円 ・障がい児保育事業費補助金 310,027千円 ・食物アレルギー児保育事業費補助金 67,877千円 ・産休等代替職員雇用費補助金 14,050千円 ・施設整備利子補助 38,879千円 	継続実施
69人	2人	150人	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、1回実施。	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、1回実施予定。
-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育センターにおいて講演会・専門研修・教職経験に応じた研修等を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、年度の後半は集合による研修から動画配信に変更。 ・私立幼稚園・保育所等における研修等に関するニーズ調査を実施。回答内容を分析し、令和3年度からの実施に向けて仕組みを検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育センターにおいて講演会・専門研修等及び教職経験に応じた研修等を実施予定。新型コロナウイルス感染症対策により、研修内容に応じて動画配信も含めて企画。 ・私立幼稚園等への園内研修への協力に向けて仕組みを構築し、後期を目的にニーズの高い特別支援教育等、3項目程度のテーマで実施予定。
-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・全園共通研究主題「幼児期にふさわしい生活の在り方を求めて」をもとに、研究副主題を各園の教育課題として、実践研究を行う。 ・研究成果をリーフレット等にまとめ、保護者及び幼児教育施設、小学校等に発信するとともに、園内研修等における活用を促した。 ・区内の研修を計7回実施予定。2回は中止。 ・公開保育を伴う研究会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全園共通研究主題「幼児期にふさわしい生活の在り方を求めて」をもとに、研究副主題を各園の教育課題として、実践研究を推進。 ・研究成果をリーフレット等にまとめ、保護者及び幼児教育施設、小学校等に発信。幼児教育施設の園内研修等における活用を促す。 ・区内の研修を計9回実施予定。
96.9%	82.8%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回及び第2回区幼保小連携推進協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合して行わず、区ごとに幼小接続に関する事例や情報などを連携だより等で共有。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継は、方法を対面から電話に変更して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市幼保小連携推進協議会」を年1回、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。第1回目については対面によらない方法で実施。 ・「区幼保小連携推進協議会」で、幼児教育、幼小の接続、接続期の育ちについて学ぶ研修を実施し、幼小接続の重要性について啓発。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施。

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
基本施策2 社会全体での子育て支援の充実								
■子育て家庭に対する支援の充実								
94	2-2	P71	子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施します。	○	—	子育てサロン運営団体 ボランティア(地域住民)	—
95	2-2 3-3	P71 P88	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備をします。	—	—	—	区保育・子育て支援センター設置数
96	2-2 3-3	P72 P88	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	ひろば型子育てサロンでの相談件数
97	2-2	P72	地域子育て支援事業(情報発信等)	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	子育て情報サイトのページビュー数(年間)
98	2-2	P72	父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	—	—	—	父親のための子育て講座の参加組数
99	2-2	P72	さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通して親と子がふれあうひとときをもつきっかけを作ることを目的に乳幼児10か月健診で行っている絵本の読み聞かせ及び絵本の配布を行います。	—	—	—	さっぽろ親子絵本ふれあい事業が子どもに読み聞かせをするきっかけとなった割合

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・常設子育てサロン 総利用者数8,195人 ・さっぽろ市民子育て支援宣言 個人480人、団体8人、企業6,637人(累計 個人63,029人、団体28,675人、企業28,425人) ・絵本基金「子ども未来文庫」 個人7件211冊、団体8件557冊、計15件768冊 合計金額890,556円 ・利用者支援事業(情報提供、相談、個別支援)1,536件 ・子育て講座、絵本の読み聞かせ5回96人 ・子育て支援者支援 ボランティア活動者累計1人 <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設子育てサロンの一般利用の受け入れ休止(4月1日から6月14日まで) ・子育て講座一部中止 ・子育てボランティア活動中止 ・令和2年度札幌市子育て支援講演会中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設子育てサロンは新型コロナウイルスの感染状況によっては、一般利用を休止し、子育て相談などの利用者支援のみ行う場合がある ・子育て講座は一部中止 ・子育てボランティア活動は北海道の警戒ステージ2以上で原則中止 ・令和3年度札幌市子育て支援講演会は9月26日実施予定
9施設	9施設	10施設	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区 令和3年度の工事着工に向け、基本・実施設計を行った。 ・西区 令和3年秋の移転に向け、建替工事を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区 令和3年度から令和4年度にかけて、新築工事を行う。 ・西区 令和3年秋の移転に向け、引き続き、建替工事を行う。
2,447件	2,476件	3,000件	<p>計7か所のひろば型子育てサロンを週3日型から週5日型に移行し、相談機会を増加させた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月1日～6月14日の間、一般利用の受け入れを休止していたが、電話による相談体制を維持し対応可能とした。</p>	<p>引き続き、週5日型への移行を進め、相談機会の増加に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、一般利用の休止となった場合も、電話等による相談体制は維持する。</p>
2,695,886PV	3,707,614PV	4,000,000PV	<p>コロナ禍の情報発信として、親子のためのスマイルアイデアページを作成した他、父親による子育て推進事業のページを作成し、父親への情報発信を強化した。</p> <p>また、常時安全化通信に対応し、安全性の向上を行った。</p>	<p>子育て情報の発信を行う中で、引き続きコロナ禍で必要とされる情報の発信も行っていく。</p>
—	—	100組	<p>事業内容を変更し、さっぽろ子育て情報サイト及びアプリにおいて、情報発信を行った。</p>	<p>父子同室講座の実施または情報発信を行う。</p>
—	67%	80%	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応により、6月1日から当面の間、絵本配付の方法を変更する(読み聞かせ中止、4か月児・1歳6か月児健診、BCG接種時追加)</p> <p>絵本の配布実績 16,414件</p>	<p>絵本の配布方法を4か月児健診での配布に変更する。</p>

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
100	2-2	P72	保育ニーズコーディネート事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	○	—	保育所・幼稚園・認定こども園	保育コーディネーターによる相談等支援
101	2-2 3-1	P72 P84	家庭教育支援の充実	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	△	○	学校 子ども未来局子育て支援部	家庭教育事業への年間参加者数及び特設サイト閲覧者数
102	2-2	P72	幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	○	○	子育て支援施設等	札幌市幼児教育講演会、市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」における参加者数
■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実								
103	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等	—
104	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども家庭総合支援拠点の整備
105	2-2 3-3	P73 P88	児童家庭支援センター運営事業	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	○	○	児童相談所 各区家庭児童相談担当係	児童家庭支援センター設置数
106	2-2	P73	サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	○	○	①障がい児支援機関等(社会福祉法人榊の会、社会福祉法人妻の子会、特定医療法人さっぽろ悠心の郷、社会福祉法人はるにれの里、社会福祉法人札幌協働福祉会等) ②教育委員会学びの支援担当課等	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
11,624件	10,951件	12,000件	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供した。	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供した。
11,127人	48,969人	19,500人	「家庭教育学級」は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、9月より事業を開始し、53の園・学校が、感染症対策を講じながら学習会を企画・開催した(参加者989人)。 「親子応援団事業(講演会・出前講座)」は、市内における感染状況を踏まえ、令和2年度の実施を見送った。 また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のサイト更新を行うなど、コンテンツの充実を図った(延べ閲覧者数47,980人)。	感染症の動向を注視しつつ、各学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を検討するなど「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。
5,621名	1,916名	6,000名	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、札幌市幼児教育講演会を中止 ・市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で71回実施、累計で1,916名が参加(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月までの実施を見合わせた)。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、札幌市幼児教育講演会を中止 ・市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で6月から3月まで実施予定(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、5月の実施を見合わせたため)
—	—	—	各区に1名母子保健相談員を配置し、妊娠の届出等の機会に得た情報等を基に、妊婦と関係を構築して不安軽減のための支援を行うことにより、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の充実を図った。	心理相談員を増員(2名4区から4名8区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図る。
未設置	未設置	設置	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討。	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の設置標榜に向けた検討。
4施設	4施設	6施設	市内4か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施した。	市内5か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施予定。
—	—	—	3歳児健康診査、就学時健診での周知チラシの配布、ホームページへの掲載。	3歳児健康診査、就学時健診での周知チラシの配布、ホームページへの掲載。研修等の開催については未定。

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
107	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	【再掲】多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	△	○	札幌市と協働して共生社会の実現に向けた取組を行う市民団体や外国人コミュニティの数	札幌市と協働して共生社会の実現に向けた取組を行う市民団体や外国人コミュニティの数
108	2-2	P73	消費者行政活性化事業費	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	○	○	ちあふる 子育てサロン 児童会館	子育てサロンなどにおける講座の年間実施回数
109	2-2	P73	子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅(東雇来団地)の入居者を募集します。	-	-	-	-
■ワーク・ライフ・バランスの推進								
110	2-2	P74	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業」として認証します。また、企業向けセミナーの開催や推進アドバイザーの派遣などにより、企業の取組を支援します。	○	○	推進アドバイザー(中小企業診断士及び社会保険労務士) 企業(セミナー開催における連携) 子ども未来局 経済観光局	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数
111	2-2	P74	育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、子の看護休暇の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	○	○	札幌商工会議所 市民文化局男女共同参画室 経済観光局産業振興部	助成金交付件数(累計)
112	2-2	P74	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	男女が共に働きやすい環境づくりに係る課題の解決に向け、官民が連携し、立場の異なる多様な市民が参加するフォーラムを開催するなど、社会の意識醸成に取り組みます。	○	○	一人一人の市民・企業 子ども未来局(子ども育成部、子育て支援部)	さっぽろ女性応援festa関連イベント等の男性参加率(参加者アンケート調べ)
113	2-2	P74	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナーを開催するとともに、働き方改革事例集を作成し、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりを支援します。	-	○	市民文化局男女共同参画室	本事業参加企業のうち、女性活躍に向けた取組を始めた企業割合

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
8団体	14団体	20団体	<ul style="list-style-type: none"> 外国人がまちづくりに参加することによって地域交流の契機となり、日本人の異文化理解を促進する仕組みづくりを行った。 外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさぼろ外国人相談窓口等を通じて解消に努めた。特に令和2年度は、外国人向けに新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。 「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止。 総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数:19件) 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人がまちづくりに参加することによって地域交流の契機となり、日本人の異文化理解を促進する。 外国人が安心して暮らせる社会の実現に向け、子育て相談等の不安をさぼろ外国人相談窓口等を通じて解消する。 「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)での異文化紹介イベントを実施する(コロナの状況を見て判断)。 総合学習への国際交流員の派遣(派遣回数:未定)
30回	0回	20回	<ul style="list-style-type: none"> 各区のちあふる、常設子育てサロン、児童会館で実施予定だった子どもの事故防止に関する出張講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 子育て関係事業者向けに子どもの事故防止のための講座実施(全1回・令和3年3月7日) 	<ul style="list-style-type: none"> 各区のちあふる、常設子育てサロン、児童会館での子どもの事故防止に関する出張講座実施(20か所) 子育て関係事業者向けに子どもの事故防止のための講座実施(全1回)
—	—	—	入居者が退去し、修繕が完了した住宅14戸を募集。	現入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集予定。
0社	609社	500社	<ul style="list-style-type: none"> 「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を平成30年4月に創設。令和3年3月31日時点での認証企業数は609社。 ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進に取り組む企業に対し、無料で推進アドバイザー(中小企業診断士及び社会保険労務士)を派遣。令和3年3月31日時点での派遣回数は16件(11社)。 WLBplus認証制度の啓発として、企業セミナーをオンラインで開催(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業」として認証する。 企業向けセミナーの開催や推進アドバイザーの派遣などにより、企業の取組を支援する。
182件	233件	322件	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、有給の子の看護休暇の取得への助成を行う制度を新設。令和2年度は35件交付した。 助成制度の周知のため、札幌商工会議所等のメルマガや情報誌等に掲載し、広く周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対する育児休業等の助成事業として、令和2年度に引き続き、下記助成メニューを実施する。 ①育児休業取得助成金 ②育児休業代替要員雇用助成金 ③男性の育児休業取得助成金 ④子の看護休暇有給制度創設助成金
24.5%	43.2%	40%	男女がともに働きやすい生活を送るための気づきを与える動画の製作、広報媒体での放映、特集記事の同時掲載を行ったほか、オンラインセミナーの開催(3回)により、社会の意識醸成を図った。	引き続き、男女が共に働きやすい環境づくりに係る課題の解決に向け、立場の異なる多様な市民が参加できる機会を提供し、社会の意識醸成に取り組んでいく。
—	51.2%	60%	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナー及びコンサルティング支援を実施するとともに、働き方改革事例集を作成し、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりの支援を実施。 ①ロールモデルづくり ・セミナー:実施回数3回/参加者数61人 ・事例報告会:参加者数110人(オンデマンド配信) ②集合セミナー:実施回数1回/参加者数88人 ③出前講座:実施回数35回/参加者数470人 	<ul style="list-style-type: none"> 企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナー及びコンサルティング支援を実施するとともに、働き方改革に関する事例や市や国等による認証制度や支援事業を紹介する冊子を作成し、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりの支援を行う。 令和3年度においては、昨年度実績を踏まえてコンサルティング支援の時間数を企業の抱える課題に合わせて柔軟に設定するほか、セミナーや出前講座のオンライン開催を拡充する。

基本目標2 安心して子どもを生育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
114	2-2	P74	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	○	○	子育て支援施設(ちあふる) 区役所保育コーディネーター 子ども未来局子育て支援部	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合
115	2-2	P74	テレワーク・業務管理システム普及促進事業	市内中小企業等を対象に、テレワーク導入や業務管理システム導入への補助を実施し、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上を目指します。	—	△	—	テレワークを導入する市内中小企業の割合
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実								
■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備								
116	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等	—
117	2-3	P76	妊婦一般健康診査	安全な出産のため、妊婦健康審査14回分の費用を一部助成します。	○	○	医療機関等	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
32%	46.7%	60%	<p>子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。また、オンラインでセミナーや子育てサロンを開催。</p> <p>①個別相談件数(登録者):921件 ②セミナー参加者数:493人 ③職場体験実施者数:28人</p>	<p>子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。また、令和3年度は、オンライン相談に加え、新たにVR職場体験を実施するほか、在宅ワークに係る相談窓口を開設する。</p>
5.2%	22.8%	10%	<p>事業者向けワンストップ相談窓口内に導入支援窓口を5月に開設し、テレワーク導入に係る相談受付や企業へのテレワーク専門家派遣、テレワーク導入のための補助金交付による企業向け支援を実施。</p> <p>①窓口利用実績:来所2,758件/電話:4,477件 ②補助金交付:697社/407,708千円 ③専門家派遣:51社/60回派遣</p>	<p>北区の札幌サンプラザ内に「札幌市テレワーク推進サポートセンター」を開設し、テレワークの導入から定着までを総合的に支援。 テレワーク体験コーナーの設置や導入についての相談、機器の購入経費の補助を行うことで、市内企業の新しい生活様式に対応した就労環境整備を支援。</p>
—	—	—	<p>各区に1名母子保健相談員を配置し、妊娠の届出等の機会に得た情報等を基に、妊婦と関係を構築して不安軽減のための支援を行うことにより、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の充実を図った。</p>	<p>心理相談員を増員(2名4区から4名8区配置)し、ハイリスク家庭へのアウトリーチや関係機関との連携などを通じ、継続的な支援を行うことにより、心理相談体制の強化を図り、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図る。</p>
—	—	—	<p>経済的負担の軽減と定期的に受診する環境づくりを一層進めるために、妊婦一般健康診査の公費負担を14回とし、里帰り出産などに対する助成費支給(償還)を行う。</p> <p>実施内容</p> <p>1 健診回数14回分及び超音波検査6回分を公費負担する。</p> <p>2 対象検査項目</p> <p>【1~14回目共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 問診・診察、血圧・体重測定、尿検査 <p>【1回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) 生化学検査(グルコース) 免疫学的検査(ABO・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、HIV抗体価検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、風疹抗体価、トキソプラズマ抗体、HTLV-1抗体検査) 子宮頸がん検診 性器クラミジア 細菌性膣症 <p>【5回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) 常用負荷試験50gGCT法(血糖) <p>【10回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【11回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) B群溶血性レンサ球菌(GBS) <p>【12回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレステスト <p>【13回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【14回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【超音波検査】6回</p> <p>3 基本健診延べ受診者数(公費負担制度利用者数)146,095人 4 償還払件数349件</p>	<p>経済的負担の軽減と定期的に受診する環境づくりを一層進めるために、妊婦一般健康診査の公費負担を14回とし、里帰り出産などに対する助成費支給(償還)を行う。</p> <p>実施内容</p> <p>1 健診回数14回分及び超音波検査6回分を公費負担する。</p> <p>2 対象検査項目</p> <p>【1~14回目共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 問診・診察、血圧・体重測定、尿検査 <p>【1回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) 生化学検査(グルコース) 免疫学的検査(ABO・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、HIV抗体価検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、風疹抗体価、トキソプラズマ抗体、HTLV-1抗体検査) 子宮頸がん検診 性器クラミジア 細菌性膣症 <p>【5回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) 常用負荷試験50gGCT法(血糖) <p>【10回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【11回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液学的検査(末梢血液一般検査) B群溶血性レンサ球菌(GBS) <p>【12回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレステスト <p>【13回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【14回目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノンストレス検査 <p>【超音波検査】6回</p> <p>3 基本健診延べ受診者数(公費負担制度利用者数)147,817人 4 償還払件数391件</p>

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
118	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
119	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】初妊婦訪問事業	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等	初妊婦訪問事業実施率
120	1-3 2-3	P62 P76	【再掲】産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等	初妊婦訪問事業実施率
121	1-4 2-3	P65 P76	【再掲】母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
122	1-4 2-3	P65 P76	【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保険センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等	心理職による訪問支援件数
123	2-3	P76	不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成します。また、専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	○	○	医療機関等	-
124	2-3	P76	不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	○	○	医療機関等	-
125	2-3	P76	産婦人科救急コーディネイト事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	○	○	保健所 医療機関	問診により緊急受診が必要と判断された相談に対する搬送コーディネイト達成率

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
25件	145件	440件	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援を行った。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。
42.20%	62.70%	65%	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などを提供した。	初妊婦を訪問。妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、実技指導を含めた育児に関する知識や子育て情報などを提供する。
42.20%	62.70%	65%	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行った。	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行う。
25件	145件	440件	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。
25件	145件	440件	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援する。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問。乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。
—	—	—	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成する。また、不育症(疑い含む)と診断され、対象となる検査及び治療を受けた夫婦に対し、1回10万円を上限に費用を助成した。 (特定不妊治療費の助成件数:延1,732件) (不育症治療費の助成件数:延148件) 専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊・不育症に悩む夫婦への支援体制の充実を図った。	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成する。また、不育症(疑い含む)と診断され、対象となる検査及び治療を受けた夫婦に対し、1回10万円を上限に費用を助成する。 専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊・不育症に悩む夫婦への支援体制の充実を図る。
—	—	—	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成した。 (不育症治療費の助成件数:148件)	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成する。
100%	100%	100%	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整(365日、19時～翌朝9時、二次医療機関への受診調整:94件、三次医療機関への受診調整:49件)	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整(365日、19時～翌朝9時)

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
■健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援								
126	2-3	P77	母子関連マスキリーニング事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能検査」、新生児を対象とした「新生児マスキリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症検査」を実施します。	○	○	医療機関	①新生児マスキリーニング ②胆道閉鎖症検査 ③妊婦甲状腺機能検査 ①②受検率 ③精密検査報告書回収率
127	1-3 2-3	P63 P77	【再掲】乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等	—
128	2-3	P77	5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを発見し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	○	○	医療機関 療育機関等	5歳児発達相談実施率
129	2-3	P77	赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	○	○	医療機関等	新生児聴覚検査受検率
130	2-3	P77	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	○	○	札幌市医師会 各区保健センター	接種率
131	2-3	P77	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	○	—	小・中・高等学校	思春期ネットワーク会議に参加した関係機関の数

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
①112.2% ②100.2% ③91%	①112.8% ②101.5% ③82%	①110.0% ②100.0% ③90%	①新生児マススクリーニング 札幌市内で出生した全新生児を対象として、医療機関等から送付されるろ紙血液に含まれるホルモン、アミノ酸などの検査を実施した。 実施件数:13,910件 発見患者数:15人 ②胆道閉鎖症検査 生後1か月の乳児を対象に、保護者が1か月健診時に提出した検査用紙の便色を確認し、検査を実施した。 実施件数:12,518件 発見患者数:1人 ③妊婦甲状腺機能検査 札幌市内の産科医療機関を受診した妊婦の妊娠初期における甲状腺機能異常の検査を実施した。 実施件数:6,221件 発見患者数:23人	①新生児マススクリーニング 札幌市内で出生した全新生児を対象として、医療機関等から送付されるろ紙血液に含まれるホルモン、アミノ酸などの検査を実施する。 ②胆道閉鎖症検査 生後1か月の乳児を対象に、保護者が1か月健診時に提出した検査用紙の便色を確認し、検査を実施する。 ③妊婦甲状腺機能検査 札幌市内の産科医療機関を受診した妊婦の妊娠初期における甲状腺機能異常の検査を実施する。 精密検査となった場合、その結果についても報告書により把握し、分析する。
—	—	—	①4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和2年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):349回 ④3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):326回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):367回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和3年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施予定回数(年度当初):366回 ④3歳児健康診査 実施予定回数(年度当初):349回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。
4.6%	3.8%	5.0%	・5歳児健康診査を実施 ・5歳児発達相談を実施	・5歳児健康診査を実施予定 ・5歳児発達相談を実施予定
—	86.25%	100%	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成した。 (助成件数:10,341件)	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。
—	48%	50%	1、2歳児の人口合計26,612人(令和2年7月時点)に対し、12,699人に予防接種を実施 ⇒接種率48%	令和2年度同様、当該事業を実施する。
—	10機関	30機関	学校教育と連携して、小・中・高校生及びその保護者を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行った。	学校教育と連携して、小・中・高校生及びその保護者を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行う。

基本目標2 安心して子どもを生育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
132	2-3	P77	若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	○	—	医療機関等	思春期ネットワーク会議に参加した関係機関の数
133	2-3	P77	思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	○	○	公益財団法人北海道精神保健推進協会 札幌市若者支援総合センター 各区保健福祉部	電話・来所相談件数(延べ数)
134	2-3	P77	食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	○	○	企業、地域団体	各区健康・子ども課での普及啓発(野菜啓発数)
135	2-2	P77	食に関する指導の推進	地産地消や「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。	○	○	環境局事業廃棄物課 経済観光局農業支援センター 小中学校・特別支援学校	給食の残食量の減少(小学校)
基本施策4 経済的支援の充実								
136	2-4	P78	子ども医療費助成の拡充	子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度(2021年度)までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。	—	—	—	子ども医療費助成の助成対象(通院)
137	2-4	P78	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	—	—	—	—
138	2-4	P78	3歳未満児の第2子以降の保育料無償化	幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数え、2人目の保育料を無償化し、新たに年収640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用の有無にかかわらず世帯の2人目以降の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	—	—	—	—

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	10機関	30機関	医療機関等との連携により、若い世代に性に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備した。	医療機関等との連携により、若い世代に性に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備する。
—	217件	—	思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図った。	引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図る。
43,337人	17939人	40,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行った。 ・各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行った。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健センター等で実施する市民向け教室等の開催が減り、対面での啓発は減少したが、札幌市公式ホームページ等の充実や情報誌等による啓発を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行う。 ・各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行う。
9.1%	7.6%	8.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者による連絡会議の書面開催。 ・フードリサイクル作物を使用した学校給食を提供(全小中学校・特別支援学校)。 ・フードリサイクル堆肥活用校での栽培活動を通じた食育・環境教育の推進。フードリサイクル堆肥活用校の実践内容の紹介。 ・生ごみ回収の推進 生ごみ回収対象校から100%回収。 ・啓発事業 教育委員会ホームページでの紹介、リーフレット配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者による連絡会議の開催。 ・フードリサイクル作物を使用した学校給食を提供(全小中学校・特別支援学校)。 ・フードリサイクル堆肥活用校での栽培活動を通じた食育・環境教育の推進。フードリサイクル堆肥活用校交流会の開催。 ・生ごみ回収の推進 生ごみ回収対象校から100%回収。 ・啓発事業 教育委員会ホームページでの紹介。
小学1年生 まで	小学3年生 まで	小学6年生 まで	<p>0歳から中学生までの子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成(小学4年生～中学生は入院のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成件数 1,482,932件 ・助成金額 2,754,785千円 <p>※新型コロナウイルス感染症による受診減に伴う助成件数・助成金額減</p>	<p>通院の助成対象について、令和3年4月から新たに小学校6年生まで拡充。</p>
—	—	—	実施。	令和2年度と同様に実施予定。
—	—	—	実施。	令和2年度と同様に実施予定

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
139	2-4	P78	児童手当の支給	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	-	-	-	-
140	2-4 4-4	P78 P108	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	-	-	-	-
141	2-4	P78	札幌市奨学金支給事業	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	○	×	高校、大学等	年間採用人数
142	2-4	P78	札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	-	-	-	特別奨学金の支給
143	2-4	P79	就学援助	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	○	×	小・中学校	-
144	2-4	P79	実費徴収に係る補給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	-	-	-	補助対象人数

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
—	—	—	<p>15歳到達後最初の年度末までの児童を養育する父母等に手当が支給される。 手当額は3歳未満の児童は一律15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円・第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。所得制限該当者は一律5,000円。 ※施設入所等児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円。</p> <p>年間延べ児童数 ①一般受給者 ・3歳未満:393,207人 ・3歳～12歳:1,358,294人 ・中学生:423,976人 ・特例給付:207,028人 ②施設・里親 ・3歳未満:866人 ・3歳～12歳:5,816人 ・中学生1,721人</p>	<p>年間延べ児童数 ①一般受給者 ・3歳未満:394,854人 ・3歳～12歳:1,351,842人 ・中学生:420,757人 ・特例給付:199,217人 ②施設・里親 ・3歳未満:787人 ・3歳～12歳:5,532人 ・中学生1,655人</p>
—	—	—	<p>離婚・婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護している母親や、生計を同じくしている父親または養育者に手当を支給する。 令和2年4月～ 児童1人の支給額:全部支給月額43,160円・一部支給月額43,150円～10,180円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,190円・一部支給月額10,180円～5,100円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,110円・一部支給月額6,100円～3,060円 受給者数:約17,000人(R3.3現在)</p>	<p>※手当額の改定なし 児童1人の支給額:全部支給月額43,160円・一部支給月額43,150円～10,180円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,190円・一部支給月額10,180円～5,100円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,110円・一部支給月額6,100円～3,060円</p>
1,306人	1,500人	1,500人	<p>奨学生採用人数内訳 高校等 1,240人 大学等 260人</p>	<p>奨学生採用人数内訳 高校等 1,240人 大学等 260人</p>
実施	実施	実施	<p>生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。 令和2年度特別奨学生:205人</p>	<p>生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。</p>
—	—	—	<p>対象児童数(小学校):11,607人 対象生徒数(中学校):6,469人</p>	<p>見込み対象児童数(小学校):10,986人 見込み対象生徒数(中学校):6,078人</p>
714人	1,486人	2,231人	<p>令和2年度実績:24,936千円</p>	<p>継続実施。</p>

基本目標2 安心して子どもを生育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	活動指標
145	2-4	P79	助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	-	-	-	施設数及び床数
146	2-4	P79	私学助成	市立学校教育の振興を図るやめ、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	-	-	-	・補助金交付学校数 ・教材教具等補助金の対象園数
147	2-4	P79	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	×	○	学校	対象者への助成率
148	2-4	P79	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	×	○	学校	対象者への助成率
149	2-4	P79	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	-	-	-	-

当初値 (2018 年度)	2020 年度 実績	目標値 ※2022年度	令和2年度(2020年度) 実施状況	令和3年度(2021年度) 実施予定
6施設13床	5施設12床	5施設12床	市内5施設で実施。	市内5施設で実施。
・27校 ・131園	・27校 ・131園	・27校 ・131園	<p><私立学校教材教具等整備費補助事業(小中高)> 以下の金額を各学校の学級数により配分した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校(1校) 300千円 ・中学校(7校) 2,100千円 ・高等学校(19校)89,000千円 	<p><私立学校教材教具等整備費補助事業(小中高)> 以下の金額を各学校の学級数により配分予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校(1校) 300千円 ・中学校(7校) 2,100千円 ・高等学校(18校)85,600千円
100%	100%	100%	<p>助成対象者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生958人 ・中学生227人 	<p>助成対象者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生1,184人 ・中学生239人
—	100%	100%	助成者数 602人	助成予定者数 734人
—	—	—	令和2年4月1日から、市営地下鉄に乗車する場合、同伴する保護者1人につき幼児4人まで乗車料無料とする取組を開始。	令和3年度についても同様に実施を予定。